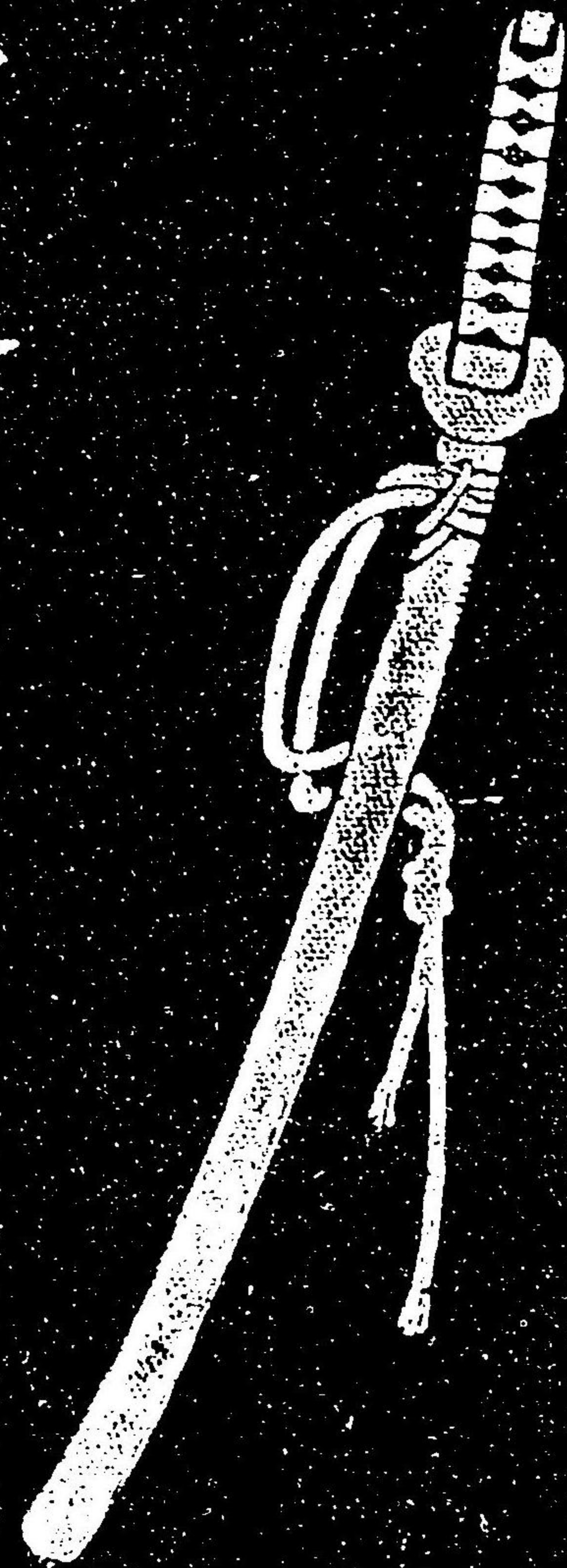


82
620



高人道



82-620

高人道

庵地保著

露泉樓藏版

明治
43.11.4
丙交

自序

余、明治二十五年、始めて、身を實業界に投じ、同、三十年、東京を辭して大阪に出で、住友家の伸銅工場を、管理するや、爾來、筆硯を擲ち、煤烟の中に鞅掌すること、茲こに十有餘年、今や、閑地に就いて、再、筆硯を友とするに當たり、聊、所感を記して此の書を作る。卑見、果たして、時弊に適中せんか、甚、善し。或は、適中せざらんか、古語に曰ふ、驕も舌に及ばざるものにして、今更、追ふべからず、其は、唯、讀者の判斷に任せんのみ。

明治四十三年九月

大阪天王寺露泉樓上に於いて

庵地 保識す

目次

第一章 商人道と武士道との關係……………一頁

第二章 武士道の特色……………一九

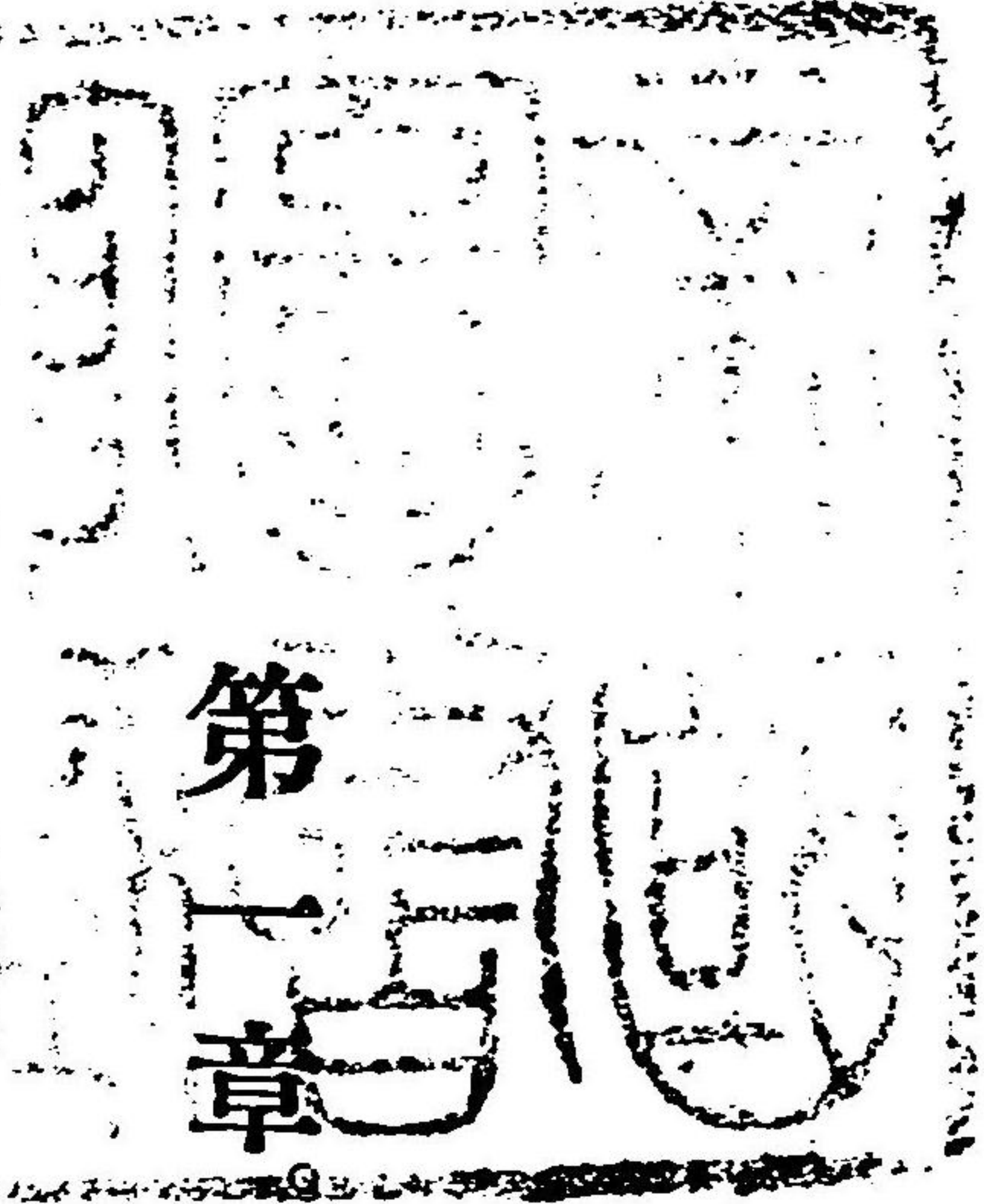
第三章 商人道の特色……………三六

第四章 商人道と武士道との調和……………六〇

第五章 商人道の本義……………八三

商人道

庵地 保著



商人道と武士道との關係。

武士に、武士道あれば、商人にも、亦、商人道なかるべからず、とは余輩の毎度主張したる所なり。今、武士道を以つて、武士の身を立つる道なりとすれば、商人道は、則、商人の身

(二)

を立つる道なり、と云はざるを得ず。本來、我が日本國の商人は、武士の專横に依つて、久しく、其の立身の道を妨げられ、維新の後、武士の常職を解き、四民同等のものとなるに及んで、爰ここに、再生氣を生じたる次第なれども、直ちに、是れ等の事を以つて、日本に、商人道なしと云ふべからず。それは、唯、余輩の今日に於いて、註文するが如き、商人道の發達を見ざるのみ。其の武士道との關係を見れば、遂ひに、長短を交換し、一方の過ぎたる所を以つて、一方の及ばざる所を補ひたるが如き、事實なきにあらざるなり。故に、今、先づ、

少しく、之を述ぶべし。

我が日本は、古來、武を以つて、國を建て、之を尙武の國と稱せり。其の氣風は、深く、國民の間に浸潤して、一旦事あれば、海内、皆、兵となり、事止めば、各自、其の家に歸つて、常職に服す。當時は、兵農の事を、一身に引き受け、耒耜を採り、算珠を撥き、實業の事に従ふ、其の傍、甲冑を備へ、刀劍を磨きて、出で、は軍人となり、入つては農工商に、歸復したることなれば、此の時代に在つては、進んで、公に奉ずるの志しも、退いて、利を收むるの念も、相一致し、換言すれば、兵馬の事

(三)

も、殖産の事も、國民個々の思想中に往來して、互に、調和したること、勿論ならんと雖、藤原氏政權を執るに及んで、茲に、執權世襲の風を成し、其の職を世々にして、之を子孫に傳へ、文治の極は、文弱の弊を誘致したるより、之を補はんが爲めに、武將を養つて、護衛の任に充て、降つて、源平の時代に至つては、遂に、武を以つて、常職とするものを生じ、之を武門武士と名づけて、兵馬の權を擧げて、之に委ね、兵農、全く、分かるゝに及んで、各自の思想も、亦、一變するに至れり。

斯くして、封建の制を立て、より、幾多の變遷を経て、王政維新、徳川幕府の大政返上に引き續き、三百諸侯の各封土を、奉還するに至るまで、殆、六百八十年。其の間、武門武士の權勢は、全國を風靡し、大小名三百の諸侯は、夫れ、封土を有し、又、其の家來は、常祿を受けて、傲然として、農・工・商の上に立ち、四民階級の第一位を占め、他の三民は、奴隸同様の待遇を受けて、然も、全國四十萬の家に起臥する、二百万の武士の類に對しては、恰、金主の身分となつて、年々歳々貢ぎを納れて、生活の資を供し、之を扶持したるもの

の如し。之を經濟上より見れば、消費者と、生産者の分業の如く、之を政治上より見れば、治者と、被治者の區別の如し。武士は、治者・消費者となつて、文武の研修に務め、農・工・商は、被治者・生産者となつて、之に仕送りをなしたるものと云ふべきなり。

當時の武士は、固より、其の手當て、裕なるものにあらず。其の多數は、小祿にして、僅に、家計を營むに過ぎざれども、然れども、其の俸祿は、則、世襲にして故なく、取り上げらるることなければ、人生の先決問題とも、云ふべき衣食の事

に就いては、何等の心配なく、俗に云ふ、喰ふに困る。ことなし。況んや、奢侈は一般に堅く戒むる所、粗衣粗食は、武士道本來の美德として、毫も、世間に憚ることなきに於いてをや。孔子の所謂、敝れたる縕袍を衣て、狐貉を衣たるものと立つて、恥ぢざるもの。は、則、武士道の本色として、却つて之を他に誇りたるもの、如し。

「武士は、喰はねど高楊枝」の一義を以つて、教訓となし、瘦せ我慢も、武士道の一として、奨励したることなれば、之が爲めに、克己・自制・耐忍等の諸徳を養成したることもある

ん歎なれども、日々の生活に追ひ倒されて、朝餐は、無事に済ませたれども、夕食の手當ては、如何すべきや、今日の食料には、差し支へなけれども、明日の飯米を如何せん、と言ふが如き次第にては、忠孝節義も、仁慈博愛も、非常極端の場合を除くの外は、甚、覺束なきことならん。古人が、衣食足つて、禮節を知る。」と云ひしも、此の邊の意味に、外ならざりなり。我が國、武士道の起源は、遠く、建國の昔にあり、と云ふと雖、其の大成は、封建制度の確立して、武士に世襲の祿を給し、生活上後顧の憂ひなく、一意専心、武士たるに、缺くべ

からざる修養を得せしめたる時にあり。武士道大切なりと雖、空腹の中に、大成すべきものにあらず。衣食足つて、武士道盛んなりと云ふべし。

昔、印度は、釋迦の時代に於いて、世界の他の國民に率先して、精神界の研究を累ね、宗教上及び哲學上の一大進歩を致したるも、一は、土地氣候の關係に依つて、衣食の爲めに、勞苦少く、日常生活のことに就いて、左まで、困難を感じざりしに因るべし。我が日本の武士が、專、武士道に心を潛め、其の教育に依つて、心身を練磨し、精神の修養を務め、高

潔なる氣質、及び徳風を養成し、東洋の一隅に、一種文明進歩の、原動力を蓄へたるは、是れ又、一定の俸祿に衣食して、日常生活のことに就き、勞苦を感ぜざりし結果として見るべきなり。

之に反して、封建治下の商人は、四民階級の最下等に位し、常に、武士の威嚴に壓伏せられて、其の面前には、名譽も重からざれば、廉恥も尊からず、已むことを得ず、射利の一方に走つて、金錢を得るを以つて、唯一の目的となし、之が爲めには、假令、如何なる威迫に逢ふも、又、如何なる恥辱を

蒙るも、更に、頓着する所なく、江戸、大阪は勿論、各舊藩の城下に於いても、其の商人は、常に、武家の權門に出入して、之を以つて、主なる得意となし、其の鼻息を窺ひ、其の甘心を求めて、行動の如何を顧ず、一文半錢にても、利得する所あれば、則、商人の能事終れりとして、自慰むる外に妙案なく、所謂、町人根性を養成したる如きは、誠に、是非もなき次第なりと云ふべし。

然らば、則、我が商人は、歐米各國に散在する猶太人の如く、大に富みを成して、一方日本國の金權を支配したるも

のありや、否や、と云ふに、茲こに、又、徳川の制度には、御用金と稱する一種の制裁あつて、暗に平均主義を事とし、民間富みをなして、頭角を現はすものあれば、隨時隨處に、御用金を命じて、之を徴收す。尤、其の御用金の中には、絶対に徴收するものと、利息を附して、借り入るゝもの、との區別あれども、兎に角、狙はれたるが最期、強制的に、出金を命ぜらるゝものにして、今日の所謂、寄附金とは、大に、其の趣きを異にせり。百姓町人の分際としては、之を拒絶することを得ず。折角、作り上げたる富みも、遂に、其の幾分を召し上げ

らるゝことを免れざるなり。維新以前に於いて、日本に、大商人の少きも、主として、是れ等の原因に依らざるはなし。又、商人にして、豪奢を衒ふものあれば、之を驕りに、長じたるものとして、其の頃の公法に照らして、闕所に行ひたる事あり。闕所とは、追放以上の刑に附加して、一切の財産を、官に沒收するを云ふ。大阪の町人、淀屋辰五郎が、禁を犯して、白無垢の下衣を着用し、徳川の紋服を衣て、遊廓に出入したりとて、遂に、闕所の處分を受け、財産を沒收せられたるが如き、則、其の一例なり。其の時の財産目録として、世に

傳ふるものを見れば、大阪に地所二千石、尼ヶ崎に別墅四ヶ所、千石以上の船舶十八隻、其の外に、家財什寶は、黄金鶴一對。珊瑚簾一片。咸陽宮棟瓦四個。千枚銅一個。金銀雀十六。黄金藥罐一個。黄金茶碗三個。大枝珊瑚十枝。伽羅製の膳二十。書畫幅三千四百。未央宮棟瓦一個。定家卿色紙三。黄金佛三十。名茶器數百。珊瑚百萬遍珠數一連。白銀碗十五。碁盤碁石金銀を以つて製し黒檀の匣に盛るもの一對。硝子障二十八。純金棍百本。毛氈長さ二十間巾四間なる

もの四十八。其の小なるもの百百五十枚。刀劔七百。槍、長刀三十七。金百十二萬兩。白銀八千五百貫。地所金券數十萬兩。

とあつて、差しにも、夥しき淀屋の財産も、豪奢の結果、遂に法令の捕はれとなつて、權花一朝の榮、と消え失せたるこそ哀れなれ。是れ、法律の尊嚴を、保つに於いて、已むを得ざることならんも、そは表面の口實に過ぎずして、暗に徳川の政略たる平均主義の犠牲に、供せられたるを見るに足らんか。

總じて、徳川の制度は、金力のある所には、權力を與へず、又、權力のある所には、金力を與へずして、例へば、當時、御老中、若年寄の如き、權力無比と稱せらるゝ、幕府の内閣員を、採用するに於いても、概、十萬石以下の小大名を以つて、之に充つるの例にして、嘗、國司大名等の富裕なるものを以つてしたることなく、金力と權力とを平衡して、常に、其の平均を保ち、以つて、二百六十餘年間の泰平を、維持したるが如きは、今より之を見るも、頗、巧妙の處置と云はざるを得ず。されば、又、此の平均主義は、今日の所謂、社會政策にも

彷彿として、農・工・商の間にまで、之を押し及ぼし、大に、富みをなして、平均以上に達するものあれば、御用金と云ふ口實の下に、忽、平均せらるゝに至る。或は、又、當時の商人にして、内國の事情に慷慨し、餘憤を海外に洩さんと、企てたるものなきにあらずと雖、鎖國の天地に、海外の貿易は、國法の禁ずる所にして、又、如何ともすること能はず。日本商人の境遇、亦、實に憐むべきなり。

以上、述べたる所に依つて、之を觀れば、武士道は仁義を以つて立ち、商人道は、利を以つて立つものと云ふべし。又

武士道は消費的にして、心的方面に發達し、商人道は生産的にして、體的方面に發達したるものと云ふも可なり。武士は、實業・生産等の營利事業に就いては、農・工・商の事として、之に任じ、又、商人は、政治・法律等の國家事業に就いては、武家の專有として、之に譲り、双方、互に、其の長短を交換して、以つて、封建の制を維持したるものと云ふべきなり。

第二章。 武士道の特色。

武士一流の高潔なる思想の發達は、累代の修養に依つて、他の三民に卓絶し、假令、他の三民の仕送りに依つて、修養の餘地を生じたるものとするも、日本の國家が、今日に至るまで、永く其の恩澤に浴したるは、争ふべからざる事實なり。維新以來、政府の局に當たりたるものも、概、武士一流の人士にして、(偶、草莽の臣杯と稱して、民間より出てたるものなきにあらずと雖、是れ等は、武士の感化を受けて、

既に、士化したるものなれば、武士一流のものとして見て差し支なし。是れ等の人士は、武士道の訓練に依つて、夙に、高尚の思想を有し、一旦、國を開いて、西洋の新説を聞くも迷はず、新事物に接するも驚かず、多々益す。其の利害得失を研究し、取捨趨避の意見を定めて、取るべきものは取り、捨つべきものは捨て、古今未曾有の大改革を斷行して、嘗其の方向を誤らざりしは、全く武士一流の人士の卓見に、基づくものなり。開國の主義を唱道したるも、徳川幕府の大政を返上したるも、三百諸侯の封土を奉還したるも、封

建の治を廢して、郡縣の制を立てたるも、法律を改正して、兵制を一變したるも、學制を布いて、學校を興こしたるも、專制政治を止めて、立憲の政體を採用したるも、皆、是れ、武士一流の思想を以つて、之を判斷し、之を採擇したるものなり。余輩は、此の思想を名けて、武士道の公義心と云ふ。就中、立憲政體を採用したるが如きは、實に、大英斷にして、之を、西洋諸國の先例に見るも、多くは、國民が君主の壓制に抗して、其の權力を制限せんが爲めに、設けたるものにして、君民論争の極、之を干戈に訴へて、其の成敗を決し

たるものさへあり。遂に、人をして自由制度は、血を以つて、之を購はざるべからざるものとまで、誤認せしめたる程の次第なれども、我が日本に於ては、全く、之に異なり、官民共に、和氣、黷黷の中に、憲法を發布し、政府、自、其の權力を割きて、之に、熨斗^シを付けて、人民に與へたるものにして、談笑の間に、政治上の大革命を斷行して、平然たりしものは、畢竟、當局者が、武士道の公義心に驅られて、自家の利益を犠牲に、供したるものと云ふべきなり。前に云ふ、徳川幕府の大政を、返上したるも、三百諸侯の封土を奉還したるも、亦、

是れ、時勢の變遷に伴つて、武士道の公義心を、發現したるのみ。殊に、此の公義心は、武士道の務めて、獎勵する所にして、其の發動するに、當たつては、君命は重く、一身は輕し、一旦、事あれば、君の御馬前に於いて、討ち死にするを以つて、一世の名譽となしたるものにして、武士の常職を、解きたる後と雖、此の思想は、現に維持せられて、其の系統は、今日の軍人、及び官吏の社會にも傳はり、曩に、日清戦争に、大勝利を博し、近く、又、日露戦役に大功名を立て、世界の耳目を驚かしたるが如きは、偶、有事の日に當たつて、日本武士

道の公義心を發揚したるのみ。

前に述べたる公義心の、我が日本、今日の文明進歩に、預つて力ありたることは、今更、云ふまでもなけれども、更に、他の方面に就いて、之を見れば、武士道は、公義心を獎勵すると同時に、又、利益を輕んじ、金錢を賤む所の思想をも、獎勵して、武士をして、金錢・利益の外に、立たしめたるは、當時、最適當の處置にして、武士道立教の本義も、亦、恐らく此の邊に、存したることならん。余輩は、又、此の思想を名づけて、武士道の賤利心、と云はんと欲するなり。人生、若、他より衣・

食・住の資を得て、生活難を知らざれば、利益・金錢の外に超然として、之を輕んじ、之を賤むも、固より隨意にして、何人も、異論あるべからず。況んや、武士の如き、一定の秩祿を、受くるものに、於いてをや。益すく、之を獎勵して、利益・金錢より生ずる所の、種々の煩惱を、脱せしめんと務めたるは、立教上、極めて、必要なりしことならんと雖、斯くの如き思想は、自勞自活の人の間に、通用すべきものにあらず。武士の常職を解いて、自活の人となりたると、共に、滅亡すべきものなれども、先天の遺風は、一朝にして消失せず、其の餘

習、今、尙、存して社會の種々の方面に、害を及ぼすこそ遺憾なれ。

武士道は、實利を賤み、實益を輕んじ、金錢を見ること、土芥の如く、武士にして、錢の勘定を、口にするものあれば、頗る卑劣の沙汰として、他より擯斥せられたるものなり。徳川政府は、勿論、各舊藩の中に在つても、勘定奉行扱、と稱する輩にして、今の所謂、大藏大臣とも云ふべきものが、役目上、金錢を取り扱ふさへ、暗に、輕蔑せられたるの一事は、今、尙、余輩の記憶に存する所なり。されば、武士道の半面は、義を

重んじ、他の半面は、利を賤み、孟子の所謂、王何ぞ必しも、利を曰はん。亦、仁義あるのみ。とは、獨、王道に對する教訓のみならず、是れ等所説の、又、以つて、日本武士道の標準となつて、武士の思想を、支配したることを、知るに足るべし。

武士の世に、處する法を見れば、忠孝と云ひ、節義と云ひ、仁慈と云ひ、博愛と云ふ。何れも人生の美德にして、固より大切のことなれども、實際の有様を見れば、其の思想、往々極端に流れ、單純に失して、加ふるに、賤利主義の結果、損益の觀念に乏しく、今日の如き、複雑なる社會に應用すべか

らざるものあり。殊に、財政・外交・實利・實益等に、關する問題に至つては、獨、武士道の單調を以つて、解決すべからざるのみならず、又、幾多の駈引カキヒきを要すべきは、明白の次第なれども、武士の一流が、此の邊の事實を悟らずして、唯、律義一偏、馬鹿正直を守つて、失敗を招きたるもの、開國以來、其の例に乏しからず。安政の條約に於いて、窮屈なる稅權を、存したるが如き、又、生麥及び下の關事件に、關する償金の如き、或は當時の事情、止むを得ざりしことならんと雖、一は、徳川政府の當局者が、外交上綿密の注意を缺いて、損益

の勘定を度外に置き、一國の利益問題を、無造作に承諾して、結局、外國人の駈引カキヒきに、乗せられたるが如き觀あるは、實利の外に、超然たる武士傳來の、氣風に由らざるはなし。是れ、則、單調なる、武士的思想の發現に依つて、招きたる所の失政として、見るべきものならんかなれども、維新以前には、又、其れ相當の議論もありたることならん。明治四十年の今月今日、舊幕府の役人を相手取つて、之と論戰を試みんとするが如きは、固より余輩の本意にあらざれば、暫く、擱くも、維新以後に於いても、尙、武士が經濟界の方面

に失敗を招きたることは、敢て珍しからず。家祿奉還當時の、華族及び士族の商法にして、繁昌に赴きたる實例の少きを見て、亦、其の邊のことを知るに足るべし。

前にも述べたるが如く、日本政府の當局者は、今日に至るまで、大概、武士の子孫にして、其の公義心の發達に至つては、先天の遺風、他に一步も譲らざれども、財政・外交其の他、實利・實益上の問題に至つては、甚、不得手にして知らず識らず、賤利思想に支配せられ、往々、失政を演じて、時に、顔色を失ふことあり。日清戦争に於いても、亦、日露戦争に於

いても、我が軍は、海陸共に、大勝利を博して、世界の耳目を驚かしたるものあるに拘らず、其の平和條約の案外、不利益に歸したりとて、國內に物論を生じたるは、實際の事實にして、戦争には勝ち、談判には負けたるが如き、奇觀を呈したるは、武士道の公義心と、賤利心とを同時に、交互して、相發したるものと云ふべし。

又、日露戦争の當時、百三十銀行、破綻救済の名目の下に、六百萬圓の大金を、一ヶ年二朱と云ふ、方外の利息を以つて、一個の商人に、貸與したる知きも、政府の當局者が、例の

武士一流の單純なる思想より、一商人の駈引きに、乘ぜられたるものにして、極めて、無算當の處置と云はざるを得ず。當時、百三十銀行と云へば、既に、注意銀行の一にして、何人も、眞面目に、之を見て居たるものなく、假令、此の銀行にして、破産するとも、日本國の財界に、何等の影響なきは、最初より、分かり切つたることなるに、政府の當局者は、如何に、其の邊の事情を解したるや、以爲、今、一國の運命を睹して、空前の大戦争を行ふ時に當たり、此の銀行の破綻は、日本國の財界に、容易ならざる影響を及ぼし、由々しき大事

を、惹き起こすことなしとも限られず、一刻の猶豫もなり難しとて、扱こそ、救済をも、思ひ立ちたることならんなれども、何ぞ知らん、其の大金は、唯、一商人の懷中を肥やすに、止まりたるが如き、觀あらんとは。財界救済の上に、何程の效能ありたりや、否やは、遂に、今日に至るまで、之を認むること能はざるなり。是れ、其の商人が、日露戦争の風雲に乗じて、當局者の賤利主義を見抜き、其の無算當なるに付け込んで、之を商賣に利用したるものに外ならず。付け込まれたるもの、果たして、劣れるか、將、又、付け込みたるもの、果

たして、優れるか、其の邊のことは、敢て、明言せざれども、又、以つて、武士的思想の計算に粗にして、損益に淡泊なるを、知るに足るべし。則、武士道の賤利心の發現として、見るべきものにして、必しも、人の罪にあらず、根本的思想に於いて、自、損益の觀察を異にすればなり。

されば、武士道の公義心は、武士獨特の長所として、今日に於いても、尙、之を保存するのみか、益すく、其の發達を、祈る所なれども、之と、同時に、其の賤利心は、今日の時勢に、通用すべからざる武士道獨特の短所として、之を棄つる

にあらざれば、現代、世界の利益競争場裏に立つて、勝敗を決せんとするが如きは、到底、望むべからざるなり。

第三章。商人道の特徴。

日本の商人も、初めより、奴隷同様の待遇を受けて、卑屈の境遇に、満足したるものにあらず。遠く、足跡を海外の地に印して、盛んに、貿易を営みたる時代なきにあらざりしなり。今、其の次第を語らんに、我が外交は、上古、既に、朝鮮に始まり、支那に移り、後、進んで南洋諸島より、安南、暹羅、印度方面に向ひ、又一方は、太平洋を横断して、新西班牙(今の墨西哥)に至り、其れより西洋諸國とも、交通を開きたれば、其

の外交の在る所には、随つて、貿易の之に伴ふは、自然の勢にして、彼我商人の往復も、漸次、頻繁に赴き、殊に、豊臣より徳川の初めに、當たつては、所謂、御朱印船の渡航となつて、茲に、我が商船は、舳艫相銜んで、國外に乗り出だし、勇敢なる日本商人の、外國に往來するもの少からず。就中、呂宋、暹羅の如きは、日本町を立て、呂宋には、三千、暹羅には、八百餘の日本商人、入り込んで、貿易に従事したりと云ふ。又、以つて、其の交通の如何に、盛んなりしかを、知るに足るべし。

右の如く、豊太閤も、家康公も、海外の貿易を奨励し、當時の商人も、亦、其の利の在る所を悟つて、之に従事したるのみならず、勇敢にして義を重んじ、商身の中に、士心を藏めて、頗、氣慨ありたるものゝ如し。元和年間、山田仁左衛門長政の暹羅に渡航し、偶、其の國の騷亂に際し、國王を援けて、六昆國討伐の任に當たりたる時の如きは、既に、此の地に、數百の日本商人あつて、長政を助けて、武勇の譽れを顯したり、と云ふより見るも、當時、日本商人の一方に於いて、利を重んずると、共に、又、一方に於いて、義を重んじ、義・利の思

想、兩ながら相調和して、之を實際に發表したるもの、と云ふべきなり。以つて、此の時代に於ける商人道の如何に、發達したるかを見るべし。

然るに、寛永年間、切支丹宗門を、嚴禁するに及んで、我が國人の海外渡航を禁じ、又、外國人の我が國に在留するものと雖、苟くも、切支丹宗門に、關係あるものは、悉、之を國外に放逐し、獨、貿易商人のみ、之を長崎の出島に移して、鎖國の主義を、實行してより、一時繁盛に、赴きたる彼我商人の貿易も、是ここに、於いて、全く、斷絶するに至れり。爾來、我が商

人は、外力を海外に伸ぶることを得ず、内、四民階級の最下等に在つて、武士の専横に屈すること、二百三十餘年、因襲の久しき、公義のことは、之を、武士に一任にして、商人は、偏に、利益を漁り、只、拜金主義の一方にのみ、傾きたるこそ是非なけれ。尤、時に、天野屋利兵衛の如き、義侠の精神に富みたるもの、なきにあらずと雖、斯くの如きは、例外として、一般に論ずること能はざるなり。

封建時代の諺に、「泣く子と、地頭には勝たれぬ。」と云ふことあり。地頭とは、一區域の土地の領主にして、即、武士の一

類を云ふなり。此の時代の商人は、常に、武士の威嚴に壓伏せられて、其の面前には、名譽も重からざれば、廉恥も尊からず、已むことを得ず、射利拜金の一方に走つて、金錢を得るを以つて、唯一の目的となしたる等の次第は、前、既に、之を述べたり。されば、武士全盛の時に、在つては、花は櫻木、人は武士、士尊商卑にして、商人は、唯、武士の鼻息を窺ひ、甘心を求めて、内地商業界の小天地に、齷齪したるのみ。殊に、當時の學問教育は、多くは、士分以上の事として、治國平天下の道を、講じたるものなれば、居家處世の實際に、直接の關

係少なく、若、商人の子弟にして、此の種の學問教育を受くるに於いては、排利・制欲の思想に、感化せられて、却つて、自家の生業に疎く、實業を賤み、遂に、不生産的の人物となつて、家産を失ふに至る。商人の子弟に學問教育は、無益の沙汰なりとして、之を厭ひたるの風は、滔々たる天下、皆然らざるはなし。賣り家と、唐様で書く三代目』とは、獨、川柳の諷刺に、止まらずして、教育を受けたる商人の實際を、寫し出したるものならん。當時の商人は、右等の事情に依つて、既に、學問教育なし。其の品性の下劣にして、人格の卑き、亦、怪

しむに足らざるなり。

然れども、徳川二百六十餘年間の泰平は、鎖國の中にも、内地商業の發達を促し、商人は、拜金主義を主とすと雖、商業界に、馳驅する所を見れば、勇往邁進、其の舉動の活潑にして、大膽なること、武士の戰場に、臨みたる時に異ならず。加之、其の勘算の明敏にして、損益の緻密なる、錙銖の利と雖、逃さず、又、其の駈引き巧妙にして、決斷に富み、買ふべしと思へば、直ちに、買ひ、賣るべしと考ふれば、速に、賣つて、毫も、躊躇することなく、其の決斷容易にして、假令、之が爲め、

損失を招くことありとも、損益は商家の常として、更に顧ることなく、益すく、勇を鼓して奮進するが如きは、武士一流の人士の到底、企て及ぶ所にあらざるなり。

加之、商人相互の取り引きには、道徳的制裁も、行はれて、徳川の時代に於いて、既に、同業者間には、組合を設け、規約を定めて、仲間相互の信用を維持し、面目を保ち、之を基礎として、掛け買ひ、掛け賣り、延べ取り引き等の行はれたるは、勿論、手形の流通、爲替の取り組みも、圓滿に行はれて、交通機關の甚、不備なるにも拘らず、要所々々には、飛脚屋あ

つて、商業上の通信をも、案外、速に、辨じたりと云ふ。又、爲替手形の事務は、兩替屋に於いて、今の銀行同様に、之を、取り扱ひ、内地商業に、必要なる機關は、不完全ながらも、一通り具備したるものゝ如し。殊に、又、商人が暖簾の手前を重んじて、之を大切にしたる一事に至つては、殆、出色とも云ふべきものにして、恰、武士の兩刀に於けるが如し。或は、不正の品物を賣買し、或は、不當の利を貪り、或は、金錢の支拂ひを怠り、又、或は約束期限等を失することあれば、則、之を稱して、暖簾の手前を傷くるものとなし、商店の恥辱として、

大に、相戒めたるものなり。此の邊より見れば、拜金主義、必しも、拜金ならずして、内地の商業に對しては、如何に、其の面目を、保ちたるかを知るに足るべし。

世間、或は、説をなすものあり。我が日本は、國を開いてより、既に五十餘年、外國貿易の年を追ふて、發達するものあるに拘らず、兎角、我が商人は、外國人との取り引きとなれば、信用を重んぜず、約束を守らず、今日に至るまで、尙、不信不徳の行爲を敢てして、憚らざるもの多きは、實際の事實にして、誠に、痛嘆の至りに堪へず。畢竟、商業道德の幼稚な

るに、因るものにして、之を振作するは、當面の急務なりと。如何にも、其の通りにして、余輩に於いても、亦、頗、同感なれども、其の實は、鎖國時代の餘習、今、尙、對外商業の上に存して、容易に、脱却せざるものと云はざるを得ず。外國人は、縁もなき赤の他人にして、恥ちも、外聞も、云ふに足らず、約束も、守るに及ばず、十圓の品を、三十圓と云ふも、五十圓の物を、百圓と云ふも、先方が、内地の事情に通ぜずして、之を買ひ取り、呉るゝ間は、則、取り得、儲け得として、其の功名を誇るものゝ如し。是れ、商賣の世界的にして、信用の内外共通

なるを、知らざるに因るものなり。商業道德の不振と云へば、即ち不振ならん歟なれども、亦鎖國時代の餘習、舊思想の時に随つて、發動するものと云ふべきなり。

是れに由つて、之を觀れば、我が商人は、内地商業に關しては、信用を維持し、面目を保ち、殊に暖簾ノレンの榮辱を、重んずる事に至つては、余輩の所謂、商人道の特色として、見るべきものあるに拘らず、外國貿易に關しては、義理も、人情も、構はずして、不信不徳の振る舞ひを、爲すものあるは、何ぞや。如何にも、不可思議の談なれども、鎖國的思想の内に勇

にして、外に怯なるの致す所なり、と云はざるを得ず。其の趣きは、博徒、俠客又は、掏兒、盜賊の輩が、親分、兒分又は、身内、杯と稱して、其の朋輩間は、極めて、親密を旨とするも、他人に對しては、殘忍の所行を憚らざるに異ならず。畢竟、我が商人の眼界、甚、狹隘にして、利を重んずると、共に、義を輕んじ、内を尊ぶと、共に、外を卑むものと云ふべきなり。

茲ここに、又、往時に於ける、江戸と大阪との商人を、比較するに、商賣、取り引きの機敏にして、駈引きの巧妙なることに、至つては、江戸の商人は、遙に、大阪商人の後に、瞠若たれ

ども、徳川二百六十餘年間の御膝元に在つて、諸國の武士此の地に來住するもの多ければ、自之に接するの機會を得て、武士道の感化を受くること少からず。随つて、商人中、又、多少氣骨を有し、人格を具へたるものなきにあらずと雖、大阪の商人は、全く、之に異なり、武士道の感化を受くること、甚、少し。當時、大阪に在住する武士は、極めて、少數にして、城代に屬する家來、土着のものにては、與力同心、其の他は、各藩の倉屋敷に、勤仕する役人に過ぎず。されば、其の感化の商人に、及ばざるのみか、却つて、商人の多數に制せら

れて、己れ自、商人化したるが如き、觀なきにあらず。殊に、倉屋敷に勤仕する役人の如きは、國許より大阪に、廻送する收納米を取り扱ひ、其の賣り捌きに任じ、或は、之を以つて、金融の道を講ずるものなれば、純然たる商賣の事に従ふものにして、勢、商化せざるを得ず、之を要するに、江戸の商人は、武士道の感化を受けて、多少の士風を帯びたれども、大阪の商人は、然らず。此の地在住の武士をして、却つて、商化せしめたるものと云ふべし。殊に、大阪の商人には、徳川幕府其の他、各藩の御金御用杯を、勤むるもの多く、流石の

武士も、金融の一事に至つては、殆、顔色なく、深く、商人に依頼する所あつて、爲めに、平素より扶持を給して、之を厚遇したるものあり、其の邊より見れば、大阪商人の勢力は、遙に、江戸の商人を、凌駕したるものと云ふべし。

前述の關係は、今日に至るまで、東京・大阪の商人間に、各、特異の氣風をなして、殊に、東京は、中央政府の在る所にして、文武百官、概、武士の子孫ならざるはなく、其の感化の商人に及ぼす所は、大阪の比にあらざるなり。双方の利害得失は、自、別問題として、扱、茲こに、一言したきは、昔時、各、大名

の御用達、即、御出入り町人と、今日の所謂、御用商人との比較是れなり。在昔の御出入り町人なるものは、本人も、之を以つて、眞實、名譽と心得、又、之を許すものも、成る可く名譽を重んじ、殊に、御金御用杯を、勤むる輩に對しては、或は、時服を給し、或は、苗字帶刀を許し、又、或は、扶持米をも授けて、物品賣買、金錢貸借の外に、一種情誼の關係を有して、商人が注文の品を、納むるに當たつても、御用品とあれば、粗略なき様、入念を旨としたるものなれども、今の御用商人と、購買官廳との關係を見れば、全く、反對にして、夤緣を求め

て、暗夜に係り官の門を叩き、祕密の關係を結ぶが如きは、論外として、暫く、措くも、納入の物品さへ、無事、其の検査を通過すれば、後日に至り、假令、何様のことありとも、更に、顧るものなく、購買品入札の如きも、規定の資格を有すれば、經驗の有無、信用の如何は、問ふ所にあらず、何人も、之に加名するは、容易なることにして、又、購買官廳に於いても、徒に、法規の末にのみ拘泥して、商人の名譽を、尊重するが如きは、毫末もあることなし。されば、堅氣の商人は、自、進んで、御用を務むるの愚をなさず、唯、中間御用商人の輩に任し

て、傍觀するのみ。況んや、信用ある商人に於いてをや。結局、政府は方外の價格を以つて、下等の物品を購入するに過ぎざるなり。尤、日清、及び日露事件の後には、御用商人に勳章を授けて、聊、其の名譽を表彰したるが如き、例なきにあらずと雖、是れ、恰、藝者に總纏頭ソウエンカウを出だしたるが如し。果たして、名譽を表彰したるものなりや、否や、内々聞けば、本人の運動に、依るものも少からずと云ふ。殆、言語に絶えたる次第なりと云ふべし。昔は、御出入り町人を以つて、一身の名譽となし、他よりも、羨まれたる程のことなれども、今の

御用商人の多数は、世間堅氣の商人より、悪黨同様に看做されて、共に、齡されざるが如きは、一は、本人の心得方にも依ることならんと雖、畢竟、政府が物を、購買するに當たつて、其の方針を誤り、不完全極まる會計規則杯を作つて、購買員の自由を、束縛するのみが、商人の名譽・信用をも蹂躪して、商業道徳をして、益すく、腐敗せしむるもの、最大原因なり、と云はざるを得ず。今の會計規則なるものを見れば、購買掛りの役人は、恰、忠臣藏の芝居に於ける九太夫の如く、御用商人は、所謂、奸商と看做して、之を原則として、定

めたるものなれば、最初より、其の根底を誤りたるものにして、若、今日の有様にて、永續することもあらんか、御用商人に人格あるものは、殆、絶無に歸することならん。故に、政府も、亦、此の邊の事に鑑み、速かに購買方法の矯正を計らんこと、余輩は、獨、我が商人道の爲めのみならず、又、政府の爲めにも大に望む所なり。

商人が、商業界に馳驅して、利の在る所を見れば、危険をも厭はず、水火をも避けず、前にも云へる如く、勇往邁進、其の舉動の活潑にして、勘算の明敏なる、其の駈引きの巧妙

にして、決行の迅速なるに至つては、殆、出色とも云ふべきものにして、就中、暖簾レの手前を重んじて、之を大切にしたり如きは、恰、獨立國に於ける國旗の如く、日本商人獨特の長所にして、將來も、亦、益すく、之を獎勵し、内外の商業界に之を應用して、愈よく、其の進歩を計るべきは、尙、前に云ふ、武士道の公義心に、於けるが如しと雖、唯一拜金主義を奉じて、卑屈是れ、安んじ、鄙野是れ、事とするが如きは、斷じて廢棄せざるべからざるなり。殊に、貿易市場に向つて、日本商人の地位を高むるは、實に目下の急務に、こそあれ

ば、速に、鎖國時代の餘習を脱して、對外商業の上に、我が商人道の長所を、發揚せざるべからざるなり。

第四章。 商人と武士道との調和。

武士道は、仁義を以つて立ち、商人道は、利を以つて立つ、との次第は、第一章に於いて、既に、之を述べたり。義を以つて立つものは、之を重んずるに失して、反つて、利を賤み、利を以つて立つものは、之を得んとするに急にして、反つて、義を輕んずる等の次第も、亦、上來、述べたる所に依つて、讀者も、既に、了解されたることならん。是れ、蓋、封建制度の妙用にして、忠義・奉公のことは、武士の特權となし、利益・金錢

のことは、商人の任務となしたることならんと雖、今は、則然らず、武士の子孫も、概、農・工・商に歸復して、農・工・商には、又、各種の公職に服する義務あり。一身にして、公私兩様の事に、従はざるべからざるは、勿論、文明國の商人として、内外の市場に立つて、盛んに商賣を營まんとするに、於いては、武士道に於ける義の思想と、商人道に於ける利の思想とを、一致せしめ、之を相調和して、商身の心底、深き處に、士心を存して、事に當るの必要ありと云はざるべからず。今、一層、分かり易く之を云へば、町人の根性に、武士の魂を加へ

て、之を調和し、商賣・取り引きに就いては、機敏・駈引き・勘算等に思ふ存分、其の腕前を働かして、概して、之を云へば、商略の有らん限りを盡すは、勿論なれども、亦、心底深き處には、武士の魂を藏めて、萬一の場合には、之を利用するの覺悟なかるべからざるなり。

然れども、之を利用するには、茲こに、大に注意すべきことあり。徳川の時代に、農・工・商の武士に對し、無禮を働くものあるときは、切り捨て御免の法あり。家康公の久能山寶藏入り、百箇條の第四十四に、

士者四民の司、農工商之輩、對士、不可致無禮之働、無禮者、今云慮外者也、對士慮外致す者は、士於誅之不妨之、士又直臣陪臣上下君臣之品有、於慮外者、其筋可爲同前事。との箇條ありて、同じく、武士の中にて、も、上級のものは、下級のものに對して、同前たるべしとあり。此の文言を見れば、如何にも、嚴峻にして、恐るべしと雖、實際の有様を聞けば、其の統計の如き、無論、詳ならざれども、切り捨てられたるものは、實に稀有のことにして、決して濫用されたることなしと云ふ。殊に、武士の教を立つる、常に、兩刀を帶し

ながらも、拔刀は、最、禁物にして、偶、殿中に於いて、誤つて、鞘シヤ走り、刀の鞘より抜け出すこと。たりとて、滅祿の處分を受けたるものさへあり。されば、今、商人が、萬一の場合に、武士の魂を利用すると云ふも、深く、之を祕め置きて、決して、濫用すべからざるなり。況んや、商人は、愛敬を專一とするものなるに於いてをや。

或る人曰はく、日本の商人も、追ひく、取り引きの區域を廣めて、盛んに、外國貿易を營むに當たつては、經驗と、熟練とを以つて、充分に、其の手腕を振ふべきは、勿論なれど

も、其の心中には、元祿武士の魂を存して、苟くも、我が商權に關することは、一步も之を讓るべからずと、誠に、至言と云ふべし。嘗、大阪の住友家に於いて、其の産銅を外國商館に販賣するの手續きを、改めたるが如きは、正しく、其の一例にして、商談の整ふや、否や、直ちに、一割りの手付け金を請求し、殘金は、荷物引き換へに領收し、其の秤量の如きも、無論、同家の倉庫内に於いて、行ふこととして、之を勵行したるは、頗、出色の處置と云ふべし。當時、我が貿易商人の多數は、外國商館を指して、屋敷と唱へ、之に出入するは、恰、舊

時、御出入り町人の、大名屋敷に出入するが如く、其の玄關に平身低頭して、何事も、唯々諾々、表面取り引きの外に、番頭に對しては、番頭口錢と稱して、口錢を出し、又、支那人との取り引きに至つては、五厘金と稱して、賣買代金の外に、金一圓に付、五厘の手數料を拂ひ、毫も、之を恥辱と思はざる程のことなるに、住友家に於いては、毅然として、其の商權を維持し、對等の取り引きをなしたるが如きは、一は、同家の大資本家たるに依るべしと雖、亦、當時、其の總理たる廣瀨幸平翁の、英斷に依るものなりと云ふ。右は、固より、對

等の取り引きにして、別に、稱贊すべきことにあらずと雖、當時、我が貿易市場の商權は、常に、外國商人の蹂躪に任せ、日本商人の、殆、顔色なきときに於いて、斯くの如き取り引きを、斷行したるは、之を我が對外商業の一美談として、余輩の歡迎せんと欲する所なり。

町人根性と、武士の魂とを、調和するの必要は、獨、我が商人道の爲めのみならず、日本國の繁榮發展も、亦、之を措いて、他に望むべからず。近來、世人も、漸、此の邊の事に注意することとなり、官途を去つて、實業界に入るもの杯の中に

も、自、其の邊の消息を解して、此の調和の任に、當たらんとするものなきにあらずと雖、其の實際の事實を見れば、感服せざるもの、甚、多し。余輩、今、此の輩の實業界に入つて、大會社、又は、大商店に従事する有様を見るに、眞實、調和の任に適するもの、極めて、少く、其の内容を區別すれば、凡、二様あるが如し。一は、官海の積弊を、其の儘に移して、繁文褥禮を以つて得意となし、机上の空論に、一刻千金の時間を費やして、損益、勘定の何物たるを辨ぜざるもの。一は、務めて、實業界に同化せんと欲して、却つて、會社、商店の經濟を紊

亂し、之が爲め、遂ひに、一身をも誤るもの是れなり。近時、政府の官吏と雖、少しく、常識あるものは、常に、注意して交迭毎に、假令、斷行し得ざるまでも、繁文省略を以つて、一の標榜となし、部下に臨むが如き、毎度見聞する所なるに、簡易輕便を尊ぶ、會社、商店の事務にして、繁文褥禮を事とし、机上の空論に、一刻千金の時間を費やし、恰、形體の爲めに、精神を虚にし、方便の爲めに、目的を失して、損益の由來する所を、顧ざるが如きは、以つての外の次第にして、是れ等は、實業にあらずして、虚業となりと云はざるを得ず。素町人

は、帳場格子の中より之を眺めて、大に冷笑することならん。殊に、繁文の結果は、無用の事に、無用の手数を増し、事務の爲めに、人を要するにあらずして、人の爲めに、事務を生じ、遂には、頭數アタマカネと其の仕事と、全く、釣り合ひを失ふに至るべし。福澤先生の隨筆、頭數と、仕事の釣り合ひ、と題する文中に、

前略、又、世ノ諺ニモ、船頭多クシテ、洲ニ乘リ上グルト云フコアリ。世ノ中ニハ、此類ノ事、甚、多キモノニテ、啻ニ、一家内ノコノミニ非ズ、商賣ノ爲ニ、結ビタル會社ニテ

モ、頭數ノミ多クシテ、仕事ノ纏リタル例ハ、聞カザルナリ。人數ノ少キガ爲ニ、或ハ、眼玉ノ飛ビ出ル程ニ、忙シキユトアルニモセヨ、イラザル人數ノ多カラシヨリハ、寧ロ、手揃ヒノ仕事師ガ、小人數ニテ、執リ扱フニ勝ルユトナシ。

人民相互ヒノ仕事ヲ、取扱フ可キ會所ニテモ、同様ナリ。役人多キガ爲ニ、仕事ノヨク整フト云フコナシ。餘計ノ官吏多ケレバ、隨テ、餘計ノ仕事ヲ増シ、官吏ヲ始末スルガ爲ニ、官吏ヲ殖ヤシ、監察ヲ監察スルガ爲ニ、監察ヲ

命シ、其有様ハ、恰モ、飯焚キノ喰フ飯ヲ焚クガ爲ニ、飯焚
 キヲ召抱ユルガ如シ。其混雜ユソ、思ヒ遣ルベシ。サレバ、
 一家ノ世帯ニテモ、商賣ノ會社ニテモ、又、公務ノ會所ニ
 テモ、苟モ、仕事ノ都合ヨク、整ハンヲ希ハ、一人ニテ
 モ、イラザル人ヲ使フ可ラズ。若シ、之ニ頓着セザレバ、唯
 貧乏人ノ御救小屋タルベキノミ。今ノ世間ニ、其例少ナ
 カラズ。

との記事あつて、虚業家の爲めには、最、必要の訓戒にこそ
 あれば、能くく、玩味すべきものなり。

又、實業界に同化せんと欲して、却つて、會社・商店の經濟
 を、誤るものゝ如きは、實業界の真相を誤解し、之に同化せ
 んと欲して、却つて、其の惡風に同化し、或は、會社株券の騰
 貴を計らんが爲めに、所有物の價格を、不相當に見積り、俗
 に云ふ、蛸配當をなし、或は、交際の爲めと稱して、幫間も啻
 ならざる所行を、敢てして憚らず、待合茶屋に出入して、藝
 者を買ひ、骨牌を弄するが如きは、當然のことゝ考へ、剩、融
 通手形の裏書き、株券の預け合ひ等は、商人の本色と誤認
 して、啻に、會社・商店の經濟を、紊亂するのみならず、己れ自

身も、縲綹の身となつて、遂に、資本金何百、何千萬、と云へる堂々たる會社重役の中より、繩付きを出したるが如き、珍しからざるのみか、自殺者をさへ、出したるものあり。誠に、痛嘆に堪へざれども、何れも、調和を計らんと欲して、却つて其の調和を破り、同化せんと欲して、却つて、其の惡風に同化したるものなり。是れ、必しも、其の人の罪にあらず、實業界の真相を、誤解したるの罪なりと云ふべきなり。されば、既往は咎めず、是れ等の人々も、會社、商店の事業は、實業にして、虚業にあらざることを悟り、速に、其の心事を一變

して、當初の目的に立ち歸り、眞實調和の任に、當らんこと、余輩の呉れども祈る所なり。

右の調和は、獨、商人道の爲めに、必要なるのみならず、政府の官吏が、事務を行ふに當たつても、亦、甚、大切にして、決して、之を等閑に付すべからず。文明の商賣主義は、即、經濟主義にして、物を簡易にし、事を輕便にするものなればなり。之を西洋人に徵するに、官吏と雖、一般に經濟損益の觀念、頗、發達して、平素の事務も、商賣主義に依つて、簡易輕便を主とするもの、甚、多きが如し。頃日、一友人の西比利亞鐵

道を経て、獨乙國に赴かんと欲し、神戸在留の露國領事に、旅券の裏書きを請求したるに、領事は、一刻も猶豫せず、直ちに、出て來たつて、之に裏書き調印をなし、手数料、金二圓三十四錢を、其の場に受取り、ポケットに入れて、颯々と自分の室に、退きたりと云ふ。若、此の事をして、日本の役所にあらしめば、先づ、旅券裏書き願ひ杯と稱して、一定の様式に依り、願書を出だし、許可を得れば、今度は、手数料を納むるに、上納書を作り、現金は、金庫に廻つて、差し出だす等、種々面倒の手續きを、要することならん。文明國の官吏が、

事務を執るに、簡易輕便なる一例を見るに足るべし。
支那人も、亦、此の觀念に乏しからず。尤、支那に於いては、之に伴ふ種々の弊害も、尠からず。官海の内部には、賄賂、請托等、盛んに行はれて、殆、名狀すべからざるものあり。支那の諺に、「道臺に職を奉ずること、三年なれば、子孫三代、坐して食ふべし。」と云ふが如きは、正しく、其の一例を、示すものなれども、官吏の商賣主義に通曉して、損益の觀念に鋭敏なるに至つては、西洋人と雖、亦、遠く、及ばざる所あり。我が日本の官吏は、清廉を尊び、潔白を旨とすることに至つて

は、世界に比類なし、と云ふものあれども、余輩は、之と、共に、損益の觀念に乏く、商賣主義を、解せざることに至つても、亦、世界に比類なし、と云はんと欲するなり。徒に、繁文褥禮を事とし、區々たる法規の末に拘泥して、人民に迷惑を懸け、延いて、産業の發達を、害すること尠からず。是れ、又、其の思想不調和の、致す所にして、誠に堪へ難き次第にこそあれば、政府の官吏も、務めて、商賣主義との調和を計り、苟くも、無益に、人民を勞するなからんこと、余輩の敢て希望する所なり。

日清、及び日露事件に於いて、馬關、又は、ポーツマウス、に於ける兩國全權の談判に、關する、實際の狀況は、所謂、外交の祕密にして、之を知るに由しなしと雖、伊藤公と李鴻章、小村伯とウキツテ、とを兩々相對して、平生、其の國々に、於ける官吏の特質、習慣より、之を考ふれば、談判の模様も、凡、想像するに難からざるものあるが如し。即、李鴻章、ウキツテは、敗餘不如意の談判なるに拘らず、商賣主義を固守して、聊にても、其の損害の少なからんことを、望みたるに反し、我が全權は、利益問題に就いては、武士一流の特色とし

て、極めて、淡泊に之を受け流したることならん、此の想像の當否、果たして、如何、前者は、遂に、遼東半島の還附となり、後者は、僅に樺太の一半を我れに收めたるに、過ぎざるが如きは、畢竟、彼我全權の損益を觀るに、於いて、根本的思想を異にすればなり。されば、又、武士道と商人道の調和は、獨今日の商人の爲めに、必要なるのみならず、政府官吏の爲めにも、亦、甚、必要なるを知るべきなり。

古來、日本に行はれたる武士道も、商人道も、各自、一得一失あつて、之を其の儘、今日に應用すべからざるは、上來、

述べたる所に依つて、讀者も、既に、之を知りたることならん。されば、今、之を調和するに、當たつても、互に、其の短所を捨て、長所を取り、武士道の粹と、商人道の粹とを調和するにあり。若、然らずして、武士道の賤利思想と、商人道の唯一拜金思想とを調和せんとするに於いては、所謂、氷炭相容れざるものにして、反つて、商業界の秩序を、紊亂するに至るべし。前にも述べたる如く、此の調和は、獨、商人の爲めに、必要なるのみならず、亦、政府の官吏の爲めにも、必要にして、一方より、之を見れば、官民の調和とも云ふべく、又、生

産者と消費者の調和とも云ふべし。故に、苟くも、新進氣銳の士は、其の身の官海にあると、商業界にあるとを問はず、自奮つて、其の調和の任に、當たらんこと、余輩の切に、望む所なり。

第五章。 商人道の本意。

商業とは、商賣の爲め、再賣るの目的を以つて、物を買ひ入るゝの謂ひにして、其の事務を取り扱ふものを、商人と稱す。商人の本分は、生産者より買ひ入れ、利益を得て、之を需用者に賣るにあれば、其の目的は利益に在りと云ふべし。從來、武士一流のものが、利益を以つて、道徳に反するものゝ如く心得、君子は義に喩る。利に喩るは、小人の常なりとして、之を賤みたるは、大間違ひの沙汰にして、余輩は、反

つて、利に喩るは、商人道の本義なり、と言はんと欲するなり。西洋の學說中には、自己の利益を以つて、道德の標準となしたるものあり。利益の觀念は、固より道德圏内に入るべきものにして、忠孝・節義等の觀念と、並行こそすれ、決して、衝突すべきものにあらず。其の道德に反すると、否とは、唯、之を得るの手段方法、如何にあるのみ。されば、商人道の本義は、利益に在りと云ふべし。如何となれば、利益を得るは、商人の身を立つる基なればなり。

本來、利益とは、一種の報酬の謂ひにして、便宜上、今、之を

二様に區別すべし。一を有形の利益と云ひ、一を無形の利益と云ふ、有形の利益とは、金錢・物品等、即、有形の物を、取得するの謂ひにして、無形の利益とは、名譽・尊敬等、即、無形の物を、取得するの謂ひなり。商人の目的とする所の利益は、有形のものを、取得するにあれども、名譽・尊敬等之が、原因となつて、有形の利益を生ずること少からざれば、無形の利益を得ること、商賣上、亦決して、忽にすべからざるなり。例へば、博覽會・共進會等に、出品して名譽を表彰せられ、爲めに、商品の賣れ高を、増すが如きは、則、無形の名譽、其

の原因となつて、有形の利益を収むるものと云ふべし。商人道の本義、果たして、利益を得るに在りとすれば、商人は、此の目的に向つて、進まざるべからざるなり。然れども、之を得るの手段方法に至つては、頗、注意を要するものあるなり。詐偽を働くも、狡計ベツに掛くるも、唯、利益を得れば可なり、と云ふにあらず。他人の苦心して、稼ぎ溜めたるものを、盗み取るが如きは、一時非常の利益なりと雖、忽、刑法に觸れて、天下の罪人となるを思へば、其の損益を計算して、決して、利益にあらざるを知るべし。

余輩は、第三章に於いて、商賣の世界的なることを、一言したりと雖、是れは、平和の時を指して、言ひたるものにして、何時にても、世界的なりと云ふの意味にあらず。今日の如く、各國其の國防を嚴にして、兵備を撤せざる間は、何時如何なる事件の、起らざるものとも限られず。斯かる場合に際し、例へば、交戦國に對して、戦時禁制品を、密輸出するが如きは、必、巨額の利益を得べしと雖、亦、忽、縲綆の身となるを思へば、是れ、又、差し引き利益にあらざるなり。殊に、戦時に至つては、商賣も、亦、是れ、國家的にして、自由を制限せ

らるゝことあれば、商人は、公義心に依つて、其の行動を慎まざるべからざるなり。余輩の利益を得ると云ふは、決して、前の如き方法を云ふにあらず、最、正しき方法に依つて、之を収得するにあるなり。

商人が正しき方法に依つて、利益を得んと欲するには、信用を以つて、其の基礎となさざるべからず。博く、世間の事情に通じて、己れが、商賣に關する一切の智識を得るは、最、大切のことなるは、勿論、相當の教育に依つて、常識を養ひ、人格を造り、苟くも、野卑の行狀等あるべからず。又、商業

上に關する通信文の如きも、其の文面の如何に依つては、人の氣受けを害すること、頗、大なれば、特に、注意せざるべからず。是れ、人の信用を得るに、缺くべからざるの要件にして、人の信用を得るは、商賣上、最、肝要なることなればなり。西洋の諺に、信用は、資本なり。と云ふことあるも、亦、此の邊の意味に外ならず。扱、其の信用を得るの方法如何、そは、唯以下逐次述ぶる所を、實行するにあるのみ。

一、誠實なる事。人間萬事誠實にして、何事も、偽りなきを期せざるべからず。人、若、此の性質を缺くときは、假

令、何程の伎倆ありとも、立身の道を、求むること能はざるなり。例へば、彼れは、正直にして勉強家なり、平生の心懸けも宜しく、習慣にも規律あつて、何となく、信賴すべき點多し、杯、と云ふ噂を聞かば、未聞不見の人にて、先、善き感情を、起こすべけれども、之に反して、彼れは、信用し難し、云々の舉動あつて、油斷のならぬ人物なり、杯、と云ふことを聞かば、面識の有無は、兎も角、其の人に就いて、悪感情を起こすは、人情の常なり。況んや、其の人を使用するに於いてをや。何故に、誠實・正直は、人格を増すも

のなりや、と云ふに、誠實・正直ならざれば、人、之れを信ぜざるを以つてなり。誠實にして、正直ならざる人は、何業に従事するとも、決して、成功することなし。是れ、誠實ならざれば、正業に就き難ければなり。人、或は、人間喰ふと、喰はざるとの境には、義理も、人情も、云ふに足らず、杯、の口實を設けて、不誠實の所行を、働くものあれども、此の口實は、護身用のピストルを以つて、自殺を計るに異ならず。斯かる所爲あるものは、社會より見放されて、何程の才能あるものと雖、決して、立身すること能はざるな

り。

二。約束を守る事。 違約せざるは、商賣人に取つて、極めて、大切な事にして、堅く、約束を守つて間違なし、と云ふ評判を取れば、世間より信用を受けて、其の店も、必、繁昌して萬事に就き、便利を得ること多し。例へば、金を借りて、其の期限に至つて、返済せざる人の如きは、金主に見放されて融通の道、全く、塞がるに至るべし。故に、借金の返済は、決して、其の期限を誤るべからざるなり。又、時間を守るも、甚、緊要のことなり。元來、日本人は、時間の觀

念に乏く、至る所に、其の土地の名稱を、冠したる時間あり。例へば、大阪にては、大阪時間と云ひ、名古屋にては、名古屋時間と云ひ、長崎にては、長崎時間と云ふ。何れも豫定の時刻より、三十分、乃至一時間、後るゝを以つて、其の名稱となしたるものゝ如し。結局、日本國中、正確なる時間なし、と云ふことに歸着するは、堪へ難き次第なり、と云はざるを得ず。外國人杯に對して、赤面の至りなれば、時間を守るも、亦、約束を守るの一として、充分注意あり度きものなり。

三。謹慎なる事。相互の交際に謹慎にして、疑ふべきに疑ひ、軽々しく、人を信ぜざるは、商人に缺くべからざる性質にして、容易に人の言を信ずるものは、山師等の乗ずる所となつて、損失を招くこと多し。世の破産せし人に就いて、其の損失の、由來する所を尋ねれば、十中の八九までは、人を輕信したるに、由らざるはなし。或は、保證人となりたる爲めと云ひ、或は、懸け賣りの爲めと云ひ、或は、詐偽に係りたる爲めと云ふ。何れも、本人に少しの先見と、少しの注意とあれば、以つて、之を免るゝこと

を得るもの多し。淺間敷きは、浮き世の習ひにて、信用したるが爲めに、破産し、信用せざるが爲めに、助かるとは、情なくも、亦、是非なき次第と云ふべし。

人を鑑定するには、其の言行を識別するを要し、其の言に依らんよりは、寧ろ、其の行ひを見んことを要するなり。動作・進退は、勿論、平生の心懸けにも、注意して、其の人の目的をも、探り見るべし。又、何事にか激して、虚心となりたるときの言行をも、察すること肝要なり。西洋の諺に、「怒りは人をして、其の實を吐かしむるの拷問なり」。

と云ふことあるも、此の邊の意味に外ならざるなり。人を信じて、我が權利を任するには、先づ、其の人格を、精く知らざるべからず。故に、其の人の經歷を知るは、勿論、習慣、好悪をも聞き、誠實、勤勉、節儉等の如何をも探つて、且、其の平生の心懸けをも察し、其の友の言を聞いて、其の人の長所を知り、其の敵の言を聞いて、其の人の短所を知り、二つのものを平均して、其の人の眞の價値を知るべし。されば、事を始むるの前には、精密の注意を要し、既に、始めたる後には、勇進することを忘るべからざるなり。

り。

四。法則に遵ふ事。 世上百般のこと、皆、一定の法則に、遵はざるものなきが如く、商賣のことを取り扱ふにも、亦、法則なかるべからず。其の事務の運ぶと、否とは、法則を守ると、守らざるとに在り。例へば、金錢の出納の如きは、簿記の法に依らざれば、明瞭ならず。商品を陳列するが如きは、一定の順序に依らざれば、來客の眼を惹き難し。一切万事、法則に遵つて、之を爲すは、時を費やし、煩を累ぬるが如くなれども、他日、搜索の勞を省き、或は、務む

べきことを誤らず、或は、約束を違へざることに等し、比すれば、其の得失、輕重は、今更云ふに足らざるなり。若し、事務を執るに當たつて、斯かる法則なきときは、前に云ふ、繁文褥禮に陥り、萬事、皆、手遅れとなつて、無益のことに、時と金とを費やし、唯、苦んで損耗を招くのみ。

五。勤勉なる事。熟考を缺かずして、機敏に、其の擔當する所の業務を行ひ、勇敢を以つて、之を成し遂げ、既に、一事を終れば、直ちに、他の一事を執るが如き、舉動は、之を稱して、勤勉と云ふ。商務の注意、絶えず紊れずして、善

く整ふときは、非常の成績を表はすものにして、勤勉と富みとは、必、相伴ふて一日も離るゝことなし。故に、勤勉にして間斷なければ、例令、困難の事あるも、之を轉じて、愉快の境遇に、至らしむる事あり。要は、唯、其の初めに於いて、倦怠の感覺に、打ち勝つにあるのみ。例へば、汽車の運轉に、必要なる蒸氣力を貯へて、既に、一度發車すれば、又、再、蒸氣力を増加することを、要せざるが如し。

六。節儉なる事。必要の程度に、費用を限つて、務めて、冗費を省く、之を節儉と云ふ。費用を省くは、蓄財の要務

にして、節儉を缺いて、善く富むものなく、又、節儉して、貧しきもの、甚、稀なり。得るに従つて、費やすものは、貧乏の旅に、出立するものと云ふも可なり。浮き世の貧乏は、遊惰、浪費の招く所にして、又、其の富裕は、勤勉、節儉の效能ならざるはなし。若、勤勉に加ふるに、節儉を以つてすれば、俗に云ふ、「鬼に鐵棒」にして、其の勤勉は、一層貴重すべきものとなり、其の效績、甚、大なり。節儉は、獨、金錢の事のみならず、又、時間をも節約して、之を利用せざるべからず。目前の慾を殺ぐは、貯蓄に缺くべからざる要件なり。

將來のことを、度外に置いて、現在のことに、重きを置くは、人をして貧乏に、陥らしむるものなり。不善の如きも、亦、之に依らざるはなし。未來の大利を思ふて、目前の小愉快を、忍ぶこと能はざるものは、瞬間の快樂に、永劫の幸福を忘るゝ人なり、又、節儉と吝嗇とを混同すべからず。吝嗇の節儉に、反することは、尙、浪費の節儉に、反するが如し。是れ、又、注意せざるべからざるなり。

以上、一より六に至るまで、列擧したる所は、固より、尋常一様の事柄にして、決して、新規なるものにあらずと雖、其

の尋常一様の事柄こそ、反つて、利益を得るの良法なれ。若
其れ、然らずして、常道を逸し、突飛の事を爲すが如きに至
つては、商賣の市場は、忽、賭博場と變じて、商人は、博徒と化
せんのみ。故に、眞正の商人となつて、身を立てんと欲せば、
尋常一様の事を行ふに如かず。一々、之を實行して誤らざ
れば、自、人格も備はつて、其の商賣も、亦、重きをなすに至る
べし。

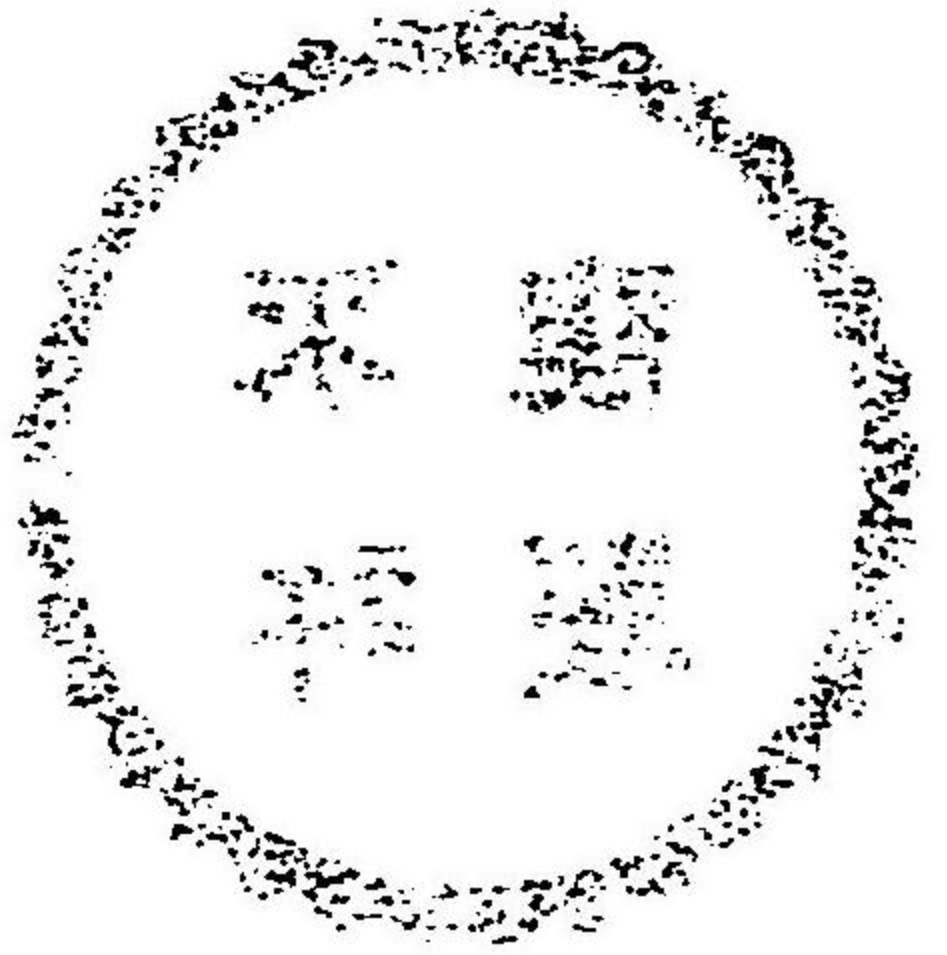
世人、動もすれば、何々の商賣は、上品なれども、何々の商
賣は、下品なり。杯と稱して、恰、商賣に尊卑あるが如く、唱ふ

れども、是れ、大間違ひの沙汰にして、商賣の尊卑は、人にあ
つて、業にあらず。之を取り扱ふ人物、上品なれば其の商賣
も、亦、上品となり、其の人物下品なれば、其の商賣も、亦、下品
となるを免れざるなり。昔、堯は、舜を畎畝の中より拔擢し
て、之に、天子の位を譲りたるが、其の畎畝中にあつて、百姓
に従事したる舜の人物にして、斯くも、尊かりしことを思
へば、其の百姓も、亦、尊からざるを得ず。西洋にても斯かる
實例少からず。羅馬旺盛の時代にあつては、同一の人物に
して、或は、百姓となり、或は、政務官となり、或は、法官となり、

或は、將軍となりたるものあり。嘗、羅馬の元老院より、院使を遣はして、サンシナタスに院命を傳へ、之を推して、羅馬の專權統領と爲したる時の如きは、サンシナタスは、方に、吠畝の中にあつて、自、耒耜を採り居たりと云ふ。近世、北米合衆國に於いても、其の例乏しからず。或は、職工、樵夫又は、裁縫職より大統領に、登りたるものあり。任期満つれば、再、平服を着して、元の平民に復するもの多し。益すく業の尊卑は、人にあつて、其の業にあらざることを知るべし。されば、日本の商人も、能く其の人格を修めて、自重、自尊、各自

執る所の業をして、愈よく益すく高尙の風に、導かんと、余輩の大に祈る所なり。

大野書店



明治四十三年十一月三十日印刷
明治四十三年十一月三日發行

明治四十三年十一月三十日印刷
明治四十三年十一月三日發行

著作兼發行者
庵地保

發行所
東京市神田區小川町十三番地
大野富士松

發行所
東京市牛込區新小川町二丁目二番地
石井清

印刷者
東京市京橋區南小田原町二丁目九番地
中野鎧太郎

印刷所
東京市芝區愛宕町三丁目二番地
東洋印刷株式會社



販賣所
東京市神田區小川町十三番地
大野書店

廻寶池

小田原市番田
東京市柳田區

大裡書院

順風池

東京市墨田區
東管田區林元會館

順風池

東京市墨田區
中裡城丸瀬

急谷池

東京市墨田區
急谷池

急谷池

東京市墨田區
大裡富士村

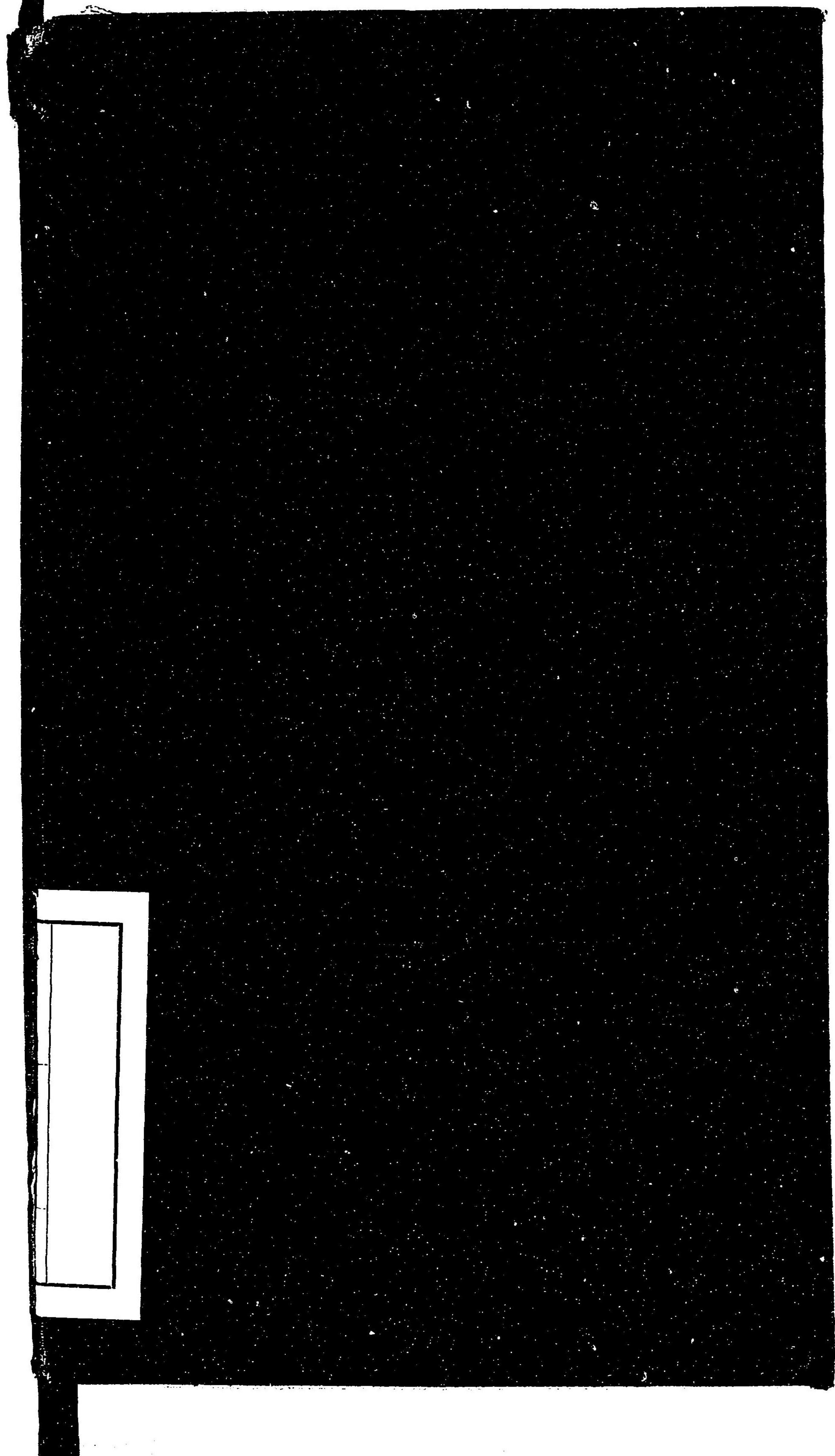
急谷池

東京市墨田區
大里南天王寺東、墨田區



明治四十三年十一月三十日發行
明治四十三年十一月三十日印刷

82
620



043447-000-1

82-620

商人道

庵地 保/著

M43

BDL-0421

